

◎新潟県告示第281号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出が次のとおりあった。

なお、届出に係る指定漁船調書を平成30年3月23日から平成30年4月6日まで縦覧に供する。

平成30年3月23日

新潟県知事 米 山 隆 一

加入区	発起人氏名	発起人住所	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合名称	縦覧場所
名立	小林 秋夫	新潟県上越市名立区名立小泊342番地	名立漁業協同組合	名立漁業協同組合
	大門 燈一	新潟県上越市名立区名立小泊262番地		
	前田 幸雄	新潟県上越市名立区名立大町351番地4		